

市民がつくる環境都市こまき

# こまき環境広報

編集:こまき環境市民会議

清潔なまちは市民のつとめ

## ペットのふん

## 責任をもって始末しましょう

小牧市内で飼われている犬はついに1万頭を超えました。(平成21年 10259頭)  
高齢化と核家族化のなかでの新しい家族の一員ということでしょう。毎年のように増え続けています。

当然のことながら、ペットを連れての楽しい散歩?を見かける機会も増えました。

残念なことに、散歩の増加とともに、区長さんや市への苦情も増えています。「何とかしてほしい」「ふんの始末ができないような飼い主はペットを散歩させる資格はない!」という怒りを込めた声も聞こえてきます。心ない飼い主のために、大多数の善良な飼い主まで白い目で見られてしまいます。



ふんの放置や投棄は、れっきとした犯罪です。廃棄物処理法違反であり、小牧市条例にも違反する行為です。ラミネート袋に入れて投棄したり、土の中に隠したりするのも不法行為です。

放置や投棄すればまちが汚れ、多くの市民が不愉快な思いをすることがわかっているはずですから、悪質といわざるを得ません。

マナー以前のモラル(道徳心)の問題であり、子どもたちにも恥じ入る行為です。飼い主も市民のひとり。地域の住民や子どもたちと、笑顔で挨拶が交わせる間柄であってほしいものです。ペットのふんは持ち帰って始末しなければなりません。

小牧市は環境都市宣言のまち。恥ずかしい行為はやめましょう。

悪質な違反者(常習者)を見つけたら、通報してください。

小牧市役所 廃棄物対策課

電話:76-1147

裏面に法律と条例の解説があります。

# 知っておきたいゴミに関する法律と条例

## 〔法律〕 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。(第16条)

罰則:5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金(第25条)

改正 平成22年5月19日

### 〔解説〕

日本に在住する全ての人、全ての廃棄物に適用されます。家庭ゴミはもちろんのこと、ポイ捨てにも、犬のふんにも適用されます。たとえ自治体が定めるごみ集積場にごみを出す場合でも、指定日、指定袋、指定場所などを守らない場合は、不法投棄となります。

警察としては、廃棄物処理法違反に当たる場合は物的証拠もしくは複数の証言があれば本人を取り調べることとなります。

## 〔条例〕 小牧市快適で清潔なまちづくり条例 (抜粋) 施行 平成20年4月1日

### 第6条 空き缶等及びすいがら等の放置、投棄の禁止

空き缶等またはすいがら等をみだりに公共の場所等に放置、投棄してはいけません。



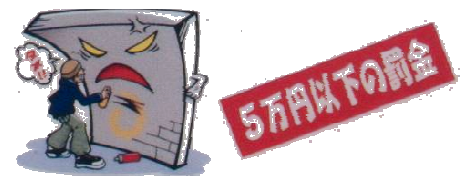
### 第7条 ふんの放置及び投棄の禁止

飼養し、保管する動物がしたふんを公共の場所等に放置、投棄してはいけません。



### 第8条 落書きの禁止

公共の場所等に落書きをしてはいけません。



### 第10条 路上喫煙の禁止等

路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外では喫煙してはいけません。公共の場所において歩行中、自転車に乗車中であるとき、すいがら入れのない場所ですいがら入れを携帯していないときは、喫煙しないこと。



### 公共の場所等とは

道路、公園、広場、河川、公民館や他人が所有、占有、管理する土地、建物、工作物等のことをいいます。